

平成 31 年第 3 回稲城市教育委員会定例会

1 平成 31 年 3 月 19 日、午前 10 時から、地域振興プラザ大会議室において、平成 31 年第 3 回稲城市教育委員会定例会を開催する。

1 教育長及び出席委員は、次のとおりである。

加藤 明（教育長）
城所 正彦
今泉 浩史
澁谷 香織
杉本 真紀子

1 出席説明員は、次のとおりである。

教育部長	石田 昭男
教育指導担当部長	渡辺 恭秀
教育総務課長	町田 義信
学務課長	中島 英
指導課長	岸 知聡
生涯学習課長	関口 美鈴
体育課長	大塚 広満
学校給食課長	佐藤 知子
図書館課長	佐藤 由美子

1 職務のため出席する職員は、次のとおりである。

教育総務課教育総務係長 齋藤 晃二
教育総務課教育総務係 鈴木 奏子

1 会議に付された事項は、次のとおりである。

- (1) 日程第 1 会議録署名委員の指名
- (2) 日程第 2 会期の決定
- (3) 日程第 3 教育行政報告
- (4) 日程第 4 第 4 号議案
「平成 31 年度稲城市公立学校教職員の人事について」
- (5) 日程第 5 第 5 号議案
「平成 31 年度稲城市教育委員会職員の人事について」
- (6) 日程第 6 第 6 号議案
「稲城市教育委員会事務局処務規則の一部を改正する規則」
- (7) 日程第 7 第 7 号議案
「稲城市体育施設条例施行規則を廃止する規則」
- (8) 日程第 8 第 8 号議案

- 「稲城市スポーツ推進委員に関する規則を廃止する規則」
第 9 号議案
- (9) 日程第 9
第 9 号議案
「平成 31 年度稲城市立小・中学校学校医等の委嘱について」
- (10) 日程第 10
第 10 号議案
「稲城市文化財保護審議会委員の委嘱について」
- (11) 日程第 11
第 11 号議案
「稲城市社会教育委員の委嘱について」
- (12) 日程第 12
第 12 号議案
「稲城市立公民館運営審議会委員の委嘱について」
- (13) 日程第 13
報告事項

教育長 ただいまから平成31年第3回稲城市教育委員会定例会を開催いたします。
まず、傍聴の方にお願いがございます。
会議に対して可否を表明したり、騒いだり、その他会議の妨害をしないでください。
会議開催中はみだりに席を離れないでください。
決められた出入り口から入退場をお願いいたします。
傍聴人は委員席に入ることはできません。
携帯電話・スマートフォンをお持ちの方は、電源をお切りください。
よろしくお願いいたします。
それでは、日程第1 本日の「会議録署名委員」について、お諮りいたします。
前例に従いまして教育長指名といたしたいと思っております。ご異議ございませんでしょうか。

(異議なしの声あり)

教育長 ご異議なしと認めます。よって、本日の会議録署名委員は、澁谷委員にお願いいたします。
次に、日程第2「会期の決定」について、お諮りいたします。本定例会の会期を本日1日とすることにご異議ございませんでしょうか。

(異議なしの声あり)

教育長 ご異議なしと認めます。よって、会期は、本日1日と決しました。
次に、本日は議事の進行の都合により、日程第3 教育行政報告、日程第6 第6号議案、日程第7 第7号議案、日程第8 第8号議案、日程第13 報告事項を先に行い、その後、日程第4 第4号議案、日程第5 第5号議案、日程第9 第9号議案、日程第10 第10号議案、日程第11 第11号議案、日程第12 第12号議案を行うことといたします。
それでは、日程第3「教育行政報告」です。教育行政報告につきましては、各課長より報告いたします。

[教育行政報告]

教育総務課長 1 教育委員会後援名義について
2 平成30年度稲城市教育委員会児童・生徒表彰式について

学務課長 1 平成31年2月分不登校による欠席児童・生徒数について
2 平成30年度第4回東京都市学事・保健・給食担当課長会について
3 平成30年度第2回稲城市学校保健連絡会について

- 4 平成30年度第3回稲城市立学校給食共同調理場運営委員会について
- 5 児童・生徒数、学級数（平成31年3月1日現在）について

- 指導課長
- 1 担当者事業について
 - 2 推進事業について
 - 3 研修事業について
 - 4 その他について
 - 5 教育センター関係について

- 生涯学習課長
- 1 社会教育委員関係について
 - 2 社会教育活動の振興について
 - 3 芸術文化活動の振興について
 - 4 文化財の保護と普及について
 - 5 生涯学習推進事業について
 - 6 学校施設コミュニティ開放事業について
 - 7 放課後子ども教室参加状況について
 - 8 公民館主催事業の実施状況について
 - 9 iプラザの主な主催事業の実施状況（1月分）について
 - 10 iプラザの主な主催事業の実施状況（2月分）について
 - 11 平成31年1月生涯学習課利用統計について

- 体育課長
- 1 スポーツ推進委員協議会関係について
 - 2 市立公園内体育施設管理運営について
 - 3 社会体育施設管理運営について
 - 4 学校開放事業について
 - 5 東京ヴェルディ支援推進事業について

- 学校給食課長
- 1 試食会について
 - 2 平成30年度第4回給食主任会について
 - 3 多摩地区学校給食共同調理場連絡協議会場長会について
 - 4 多摩地区学校給食共同調理場連絡協議会給食運営管理研究部会について
 - 5 多摩地区学校給食共同調理場連絡協議会献立部会について
 - 6 平成30年度第3回稲城市栄養連絡会について

- 図書館課長
- 1 市主催事業について
 - 2 中央図書館主催事業（SPC運営）について
 - 3 分館の主催事業について
 - 4 城山体験学習館の主な事業について
 - 5 地域との連携について

- 6 学校との連携について
- 7 視察・取材について
- 8 図書館の利用状況(平成31年2月)について

教育長 教育行政報告が終わりました。
次に、日程第6 第6号議案「稲城市教育委員会事務局処務規則の一部を改正する規則」を議題といたします。
本案につきましては、スポーツに関する事務（学校における体育に関することを除く）について、市長が管理し、及び執行することに伴い、稲城市教育委員会事務局処務規則の一部を改正する必要があるので本案を提出するものでございます。
詳細につきましては、教育総務課長より説明いたします。教育総務課長。

教育総務課長 それでは、第6号議案「稲城市教育委員会事務局処務規則の一部を改正する規則」でございます。恐れ入りますが、議案書及び議案概要説明書をご覧ください。改正の内容について、ご説明いたします。
組織改正により教育部体育課が市長部局に移管いたしまして、市民部スポーツ推進課となることから、第2条の規則の組織の規定から「体育課 体育係」を削ります。それから、別表第1におきまして、第15項「体育、スポーツ及びレクリエーションに関すること」を削り、その後の第16項から第19項までを1項ずつ繰り上げるといってございます。
また、別表第4におきまして、教育部の部「体育課」を削るとともに、体育課の業務のうち、学校体育施設の開放業務については教育委員会に残りまして教育総務課が引き継ぐことになることから、教育の部、教育総務課の款、学校管理系の項において第7項の「その他学校施設及び設備の整備に関すること」を第8項に1項繰り下げまして、あきました第7項に「学校体育施設の開放に関すること」を加えるものでございます。
それから、付則でございますが、施行期日を平成31年4月1日と規定するものでございます。
説明、以上でございます。

教育長 以上で提案理由の詳細説明が終わりましたので、これより質疑をお願いいたします。杉本委員。

杉本委員 現行の規則の体育課の体育係の業務として挙げられている項目の一部が今回、教育総務課に移るというご説明いただきましたけれど、教育総務課に移る事務の新しく7というのが入るわけですね。この7の文言ですが、学校体育施設の開放に関することとあります。それで、これが体育課体育係現行規則の中の12を見ますと、学校体育施設の開放計画の立案及び業務に関すること、こ

こがここに当たってくるのかなと読み取れますけれど、文言が変わっているわけですが、これはどんな理由があってこのような文言にされたのか、教えてください。

教 育 長 教育総務課長。

教育総務課長 今、ご指摘のとおり、9－12項の部分ですね、学校施設の開放の立案及び業務に関することが第7項の学校体育施設の開放に関することということで、そのとおりでございまして、ただ、内容的にはこちら同じことを言っているんですけども、こちらのほう、教育総務課の事務分掌の、例えば第6項ですと学校物品管理に関することとありますとか、その上の第5項ですと学校運営用品の整備に関することというようなことで、具体的に書いてないところ等もございまして、その辺をそろえる形で学校体育施設の開放に関することというふうに、簡素化して書かせていただいたところですが、内容的には変わるものではないというものでございます。

教 育 長 杉本委員。

杉本委員 ありがとうございます。そうしますと、教育総務課が今まで持っている仕事に、この文言に相当するような言葉でつくったという理解でよろしいですか。

教 育 長 教育総務課長。

教育総務課長 そのとおりでございます。

杉本委員 わかりました。結構です。

教 育 長 ほかに。

(なし)

教 育 長 ほかに質疑がないようですので、以上で質疑を終結いたします。

これより、第6号議案「稲城市教育委員会事務局処務規則の一部を改正する規則」を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

教 育 長 挙手全員であります。よって、第6号議案は原案のとおり可決いたしました。

次に、日程第7 第7号議案「稲城市体育施設条例施行規則を廃止する規則」を議題といたします。

本案につきましては、稲城市体育施設条例（平成25年稲城市条例第12号）の改正に合わせ、稲城市体育施設条例施行規則を廃止する必要があるため、本案を提出するものでございます。

詳細につきましては、体育課長より説明いたします。体育課長。

体育課長 第7号議案「稲城市体育施設条例施行規則を廃止する規則」でございます。恐れ入りますが、議案書及び議案概要説明書をご覧ください。議案の内容についてご説明いたします。

本案は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第23条第1項の規定で、条例を制定することでスポーツに関する事務（学校保健体育に関することを除く）を市長が管理及び執行することができるようになったため、教育部体育課を教育委員会から市長部局へ移管する特例条例を現在、平成31年第1回市議会定例会へ上程しているところでございます。このことに伴いまして、先月の第2回教育委員会定例会でご審議いただいた稲城市体育施設条例の改正に合わせて、稲城市体育施設条例施行規則を廃止するものでございます。

付則では、平成31年4月1日から廃止することを規定しております。

なお、廃止にする理由でございますが、体育課が教育委員会でなくなることから、教育委員会の規則として定めている稲城市体育施設条例施行規則を一旦廃止し、市長部局のほうで稲城市体育施設条例施行規則を市の規則として改めて制定する予定であるためでございます。

説明は以上でございます。

教育長 以上で提案理由の詳細説明が終わりましたので、これより質疑をお願いいたします。

（なし）

教育長 質疑がないようですので、以上で質疑を終結いたします。

これより、第7号議案「稲城市体育施設条例施行規則を廃止する規則」を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

（挙手全員）

教育長 挙手全員であります。よって、第7号議案は原案のとおり可決いたしました。次に、日程第8 第8号議案「稲城市スポーツ推進委員に関する規則を廃止する規則」を議題といたします。

本案につきましては、スポーツに関する事務（学校における体育に関することを除く）を、市長が管理し、及び執行することに伴い、稲城市スポーツ推進委員に関する規則を廃止する必要があるので、本案を提出するものでございます。

詳細につきましては、体育課長より説明いたします。体育課長。

体育課長 第8号議案「稲城市スポーツ推進委員に関する規則を廃止する規則」でございます。

恐れ入りますが、議案書及び議案概要説明書をご覧ください。

議案の内容についてご説明いたします。

本案は、先ほど説明しました第7号議案と同じ理由によりまして、教育部体育課を教育委員会から市長部局へ移管する特例条例を現在平成31年第1回市議会定例会に上程をしているところでございます。このことに伴いまして稲城市スポーツ推進委員に関する規則を廃止するものでございます。

付則では、平成31年4月1日から廃止することを規定しております。

なお、廃止にする理由でございますが、先ほどの第7号議案と同じ理由でございます。

以上でございます。

教育長 以上で提案理由の詳細説明が終わりましたので、これより質疑をお願いいたします。

(なし)

教育長 質疑がないようですので、以上で質疑を終結いたします。

これより、第8号議案「稲城市スポーツ推進委員に関する規則を廃止する規則」を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

教育長 挙手全員であります。よって、第8号議案は原案のとおり可決いたしました。次に、日程第13「報告事項」です。本日の報告は1件です。

「平成29年度 稲城市学校給食費決算報告書について」を学務課長より説明をお願いいたします。学務課長。

学務課長 平成30年度第2回稲城市立学校給食共同調理場運営委員会におきまして、平成29年度稲城市学校給食費決算につきまして認定されましたので、ご報告をさせていただきます。

資料の表紙をめくっていただきまして、平成29年度稲城市学校給食費決算報告書をご覧ください。

まず、収入でございます。調定額が3億8,666万2,492円、収入額が3億8,251万6,629円、未納額が414万5,863円で収入率は98.93%となっております。

内訳でございますが、給食費の1現年度の欄をご覧ください。収入額につきましては3億8,111万4,890円で未納額は152万5,156円となっております。現年度とは平成29年4月から平成30年3月までの期間でございます。

次に、2、過年度でございます。収入額が140万1,739円で未納額が262万707円となっております。こちらは平成27年度、28年度の各2年分の給食費でございます。

次に、2の繰越額でございます。収入額が32万3,777円で、平成28年度から繰り越されたものでございます。

次に、3の補助金でございます。収入額が566万7,744円で、市からの調味料代としての補助でございます。

次に、4諸収入の欄をご覧ください。1試食代でございます。収入額が11万3,985円で未納はございません。PTA等の試食代でございます。2講師等につきましては、収入額が310万1,283円で、未納額が7万9,676円となっております。講師等の給食費でございます。こちらは会計年度の関係で、4月に入ってから翌年度に納入されているということで未納ではございません。未納額はございません。次に、3廃油売払でございますが、収入額14万5,390円で、揚げ物などに使用した油を売った代金でございます。

続いて支出でございます。1食材料費が3億9,146万7,966円。内訳といたしまして、1主食が8,742万5,716円で、1米飯と2パン・麺類でございます。

次に、2牛乳が7,349万9,256円、3副食が2億154万9,374円で、1肉・魚類、2豆腐類、3野菜・果物、4加工食品等、5副食材料、6デザート類となっております。

次に、4消費税が2,899万7,820円に還付金が25万223円となつてございます。収入総額3億9,186万8,808円、支出総額3億9,171万8,189円、差額15万619円で30年度に繰り越す金額でございます。

なお、給食費の決算につきましては、平成31年11月13日に監査委員の松田、馬見新両氏に帳簿書類等をご確認いただいております。

決算報告につきましては、以上でございます。

教育長 以上で報告事項の説明が終わりましたので、これより質疑をお願いいたします。杉本委員。

杉本委員 先ほど、1収入のその中の科目の諸収入の2講師等7万9,676円の未納額について、学務課長ご説明のときに、このご説明についておっしゃったことがよく聞き取れなかった、理解できなかつたんですが、もう一度そのところをご

説明いただけますか。

教育長 学務課長。

学務課長 未納という通常、喫食した、食べた給食に対して支払いがなかったという捉え方が概念とされてしまうんですけれども。これは年度の区切りで、その期間でもって支払いをしていただいているご報告となりますので、4月に入ってから翌年度にその分の既食した分の支払いはあったということで、結果的に未納ということではございませんという。食べたものに対して対価を払ってないということではありませんということをご説明を申し上げました。

教育長 杉本委員。

杉本委員 そうしますと、この7万9,676円は回収できるといいますか、できたということによろしいのでしょうか。

教育長 学務課長。

学務課長 翌年度の収入という形で入ってございます。

杉本委員 はい、わかりました。

教育長 ほかに。

(なし)

教育長 ほかに質疑がないようですので、以上で質疑を終結いたします。

次に、日程第4 第4号議案「平成31年度稲城市公立学校教職員の人事について」、日程第5 第5号議案「平成31年度稲城市教育委員会職員の人事について」、日程第9 第9号議案「平成31年度稲城市立小・中学校学校医等の委嘱について」、日程第10 第10号議案「稲城市文化財保護審議会委員の委嘱について」、日程第11 第11号議案「稲城市社会教育委員の委嘱について」、日程第12 第12号議案「稲城市立公民館運営審議会委員の委嘱について」を議題といたします。

第4号議案、第5号議案、第9号議案、第10号議案、第11号議案、第12号議案は人事案件であることから、秘密会といたしたいと思いますが、ご異議ございませんでしょうか。

(異議なしの声あり)

教育長 ご異議なしと認めます。よって、第4号議案、第5号議案、第9号議案、第10号議案、第11号議案、第12号議案は秘密会といたします。本秘密会においては、関係者以外の退席を求めます。
 暫時休憩します。

（ 暫時休憩 ）

※関係者以外の職員と傍聴者は退席する。

（これより第4号議案、第5号議案、第9号議案、第10号議案、第11号議案、第12号議案は秘密会）

秘密会議録は別紙

（これにて第4号議案、第5号議案、第9号議案、第10号議案、第11号議案、第12号議案の秘密会は終了）

教育長 再開いたします。
 これより第4号議案「平成31年度稲城市公立学教職員の人事について」を採決いたします。
 本案を原案のとおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

（ 挙手全員 ）

教育長 挙手全員であります。よって、第4号議案は原案のとおり可決いたしました。
 次に、第5号議案「平成31年度稲城市教育委員会職員の人事について」を採決いたします。
 本案を原案のとおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

（ 挙手全員 ）

教育長 挙手全員であります。よって、第5号議案は原案のとおり可決いたしました。
 次に、第9号議案「平成31年度稲城市立小・中学校学校医等の委嘱について」を採決いたします。
 本案を原案のとおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

（ 挙手全員 ）

教育長 挙手全員であります。よって、第9号議案は原案のとおり可決いたしました。

次に、第10号議案「稲城市文化財保護審議会委員の委嘱について」を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

教 育 長 挙手全員であります。よって、第10号議案は原案のとおり可決いたしました。次に、第11号議案「稲城市社会教育委員の委嘱について」を採決いたします。本案を原案のとおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

教 育 長 挙手全員であります。よって、第11号議案は原案のとおり可決いたしました。次に、第12号議案「稲城市立公民館運営審議会委員の委嘱について」を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

教 育 長 挙手全員であります。よって、第12号議案は原案のとおり可決いたしました。以上で、本日の議事日程は全て終了いたしました。これにて閉会といたします。

(午前11時40分閉会)